

iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド

追加型投信／海外／債券／インデックス型

投資信託説明書(交付目論見書) 2020年5月2日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2020年5月1日に関東財務局長に提出しており、2020年5月2日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、ご請求に応じて販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型投信	海外	債券	インデックス型	その他資産(投資信託証券(債券・社債))	年1回	グローバル(日本を含む)	ファミリー・ファンド	なし	その他*

*(マークイット iBoxx ミドル建てリキッド・ハイイールド・キャプト指数(円換算ベース))
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
 ※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

委託会社(ファンドの運用の指図を行なう者)

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第375号

設立年月日:1988年3月11日 資本金:31億2,000万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額:8兆7,253億円(2020年1月末現在)

<当ファンドの詳細情報の照会先>

当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。

電話番号:03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス:www.blackrock.com/jp/

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行なう者)

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、米ドル建てハイイールド債*市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

*ハイイールド債とは、信用格付が低い(BB格相当以下)、または格付されていない債券で、投資適格債(BBB格相当以上)と比較して、価格変動のリスクが大きい分、高い利回りが期待される債券のことをいいます。

ファンドの特色

1

マークイット iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャプ्ट指数(円換算ベース)*に連動する運用成果を目指します。

*マークイット iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャプ्ट指数(円換算ベース)は、委託会社がマークイット iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャプ्ट指数に為替を乗じて算出したものです。当該インデックスの著作権等については巻末をご参照ください。

■ 連動を目指す対象指数(ベンチマーク)の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

※上記のベンチマークは本書作成時現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

2

主としてベンチマークに連動する運用成果を目指す有価証券を主要投資対象とします。

■ 効率的な運用を目的として、ハイイールド債を主要投資対象とする上場投資信託証券(ブラックロック・グループが運用するETF等)への投資を行なう場合があります。

<投資対象候補である有価証券の概要>(本書作成日現在)

名称	iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF		
投資目的	ファンドの投資目的は、キャピタルゲイン、インカムゲインの双方を考慮し、マークイット iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャプ्ट指数のリターンに連動したトータルリターンを投資家に提供することです。		
運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド		
上場取引所	ロンドン証券取引所	組入銘柄数	1,027(2020年1月末現在)

※上記有価証券への投資は、ハイイールド債券インデックス・マザーファンド受益証券を通じて行ないます。

※上記の投資対象候補およびその概要は、今後変更となる場合があります。

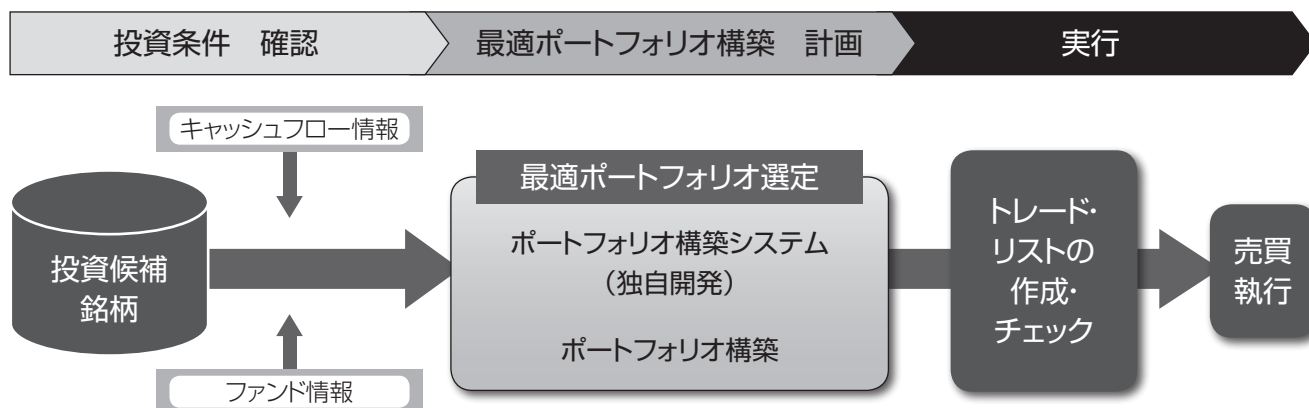
※有価証券の貸付を行なう場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

運用プロセス

(イメージ図)

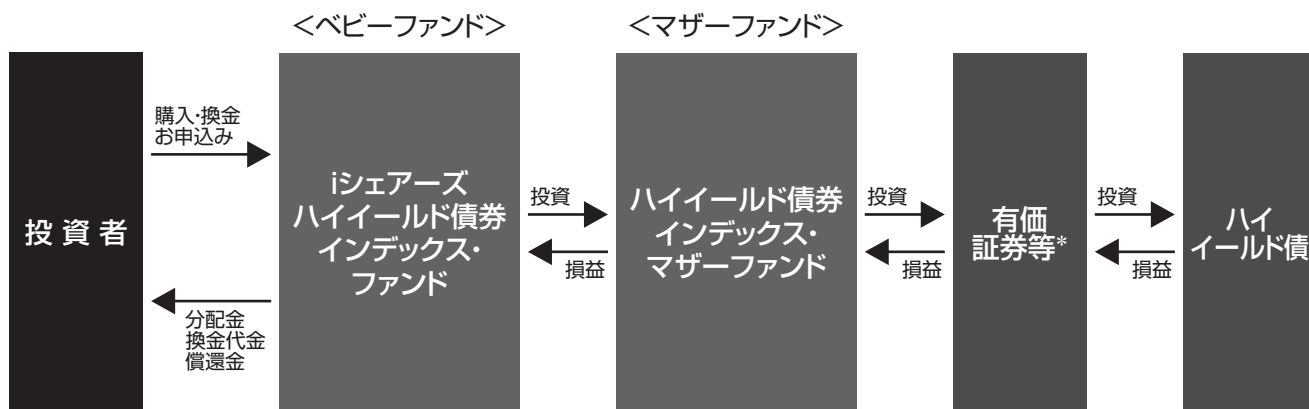


※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドはハイイールド債券インデックス・マザーファンドをマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。



*ハイイールド債を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)を含みます。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 上場投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

年1回の毎決算時(原則として8月2日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

- 経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行なわないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ 金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 低格付債券への投資リスク

信用格付が低い、または格付されていない公社債に純資産の相当部分を投資します。これらの種類の公社債はより高い利回りを提供する可能性があるものの、格付が比較的高い公社債に比べてより投機的であり、価格がより大幅に変動したり、債券投資の元本回収や金利収入が不確実になるリスクも大きくなり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。

原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 流動性リスク

有価証券等の購入および売却に際して、市場に十分な流動性がない場合、市況動向等によっては意図した取引が成立しない場合や意図した価格より不利な取引を余儀なくされる可能性があります。この場合、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられなかったとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

■ 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、当ファンドでは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当ファンドは、当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響(当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等)をほぼ直接に受けることが想定されます。

その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ◆ベンチマークと基準価額の乖離要因
ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。
- ◆収益分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

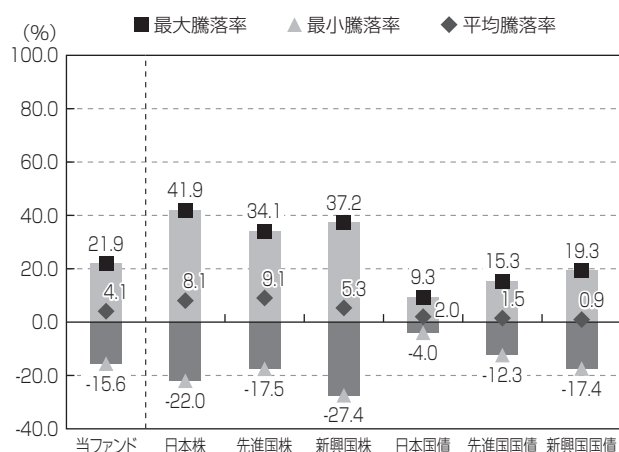
リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年2月～2020年1月)



※上記グラフは2015年2月～2020年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

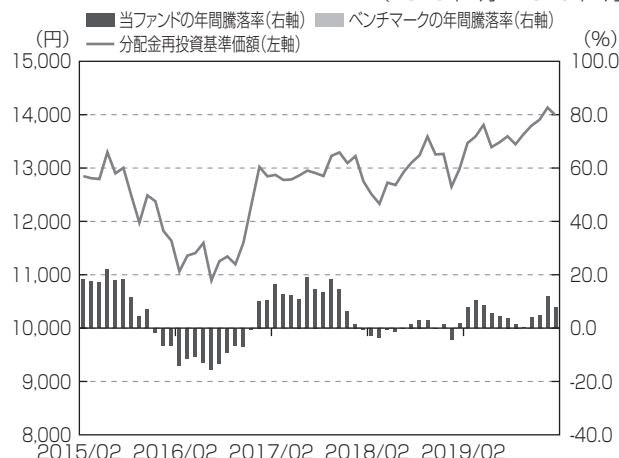
※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(配当込み)
- 先進国株……… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株……… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債……… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2015年2月～2020年1月)



※上記グラフは2015年2月～2020年1月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

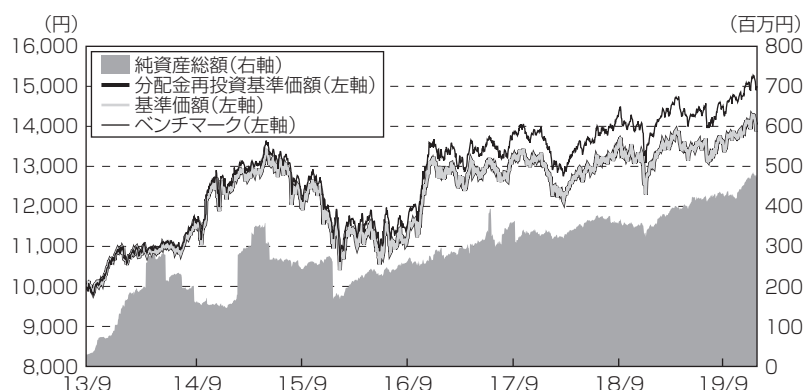
MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

基準価額・純資産の推移



- ※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
- ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
- ※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

設定来累計		0円
第2期	2015年8月	0円
第3期	2016年8月	0円
第4期	2017年8月	0円
第5期	2018年8月	0円
第6期	2019年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

資産構成比率(%)

資産名	比率
iシェアーズ ミドル建てハイイールド社債 UCITS ETF	98.7
キャッシュ等	1.3
合計	100.0

※ 比率は対純資産総額、マザーファンドベース。

上場投資信託証券の主な資産の状況

※ 当ファンドがマザーファンドを通じて投資している上場投資信託証券(ETF)である「iシェアーズ ミドル建てハイイールド社債 UCITS ETF」の状況です。比率については当該ETFが保有する債券全体に対する割合です。

組入上位10銘柄(%)

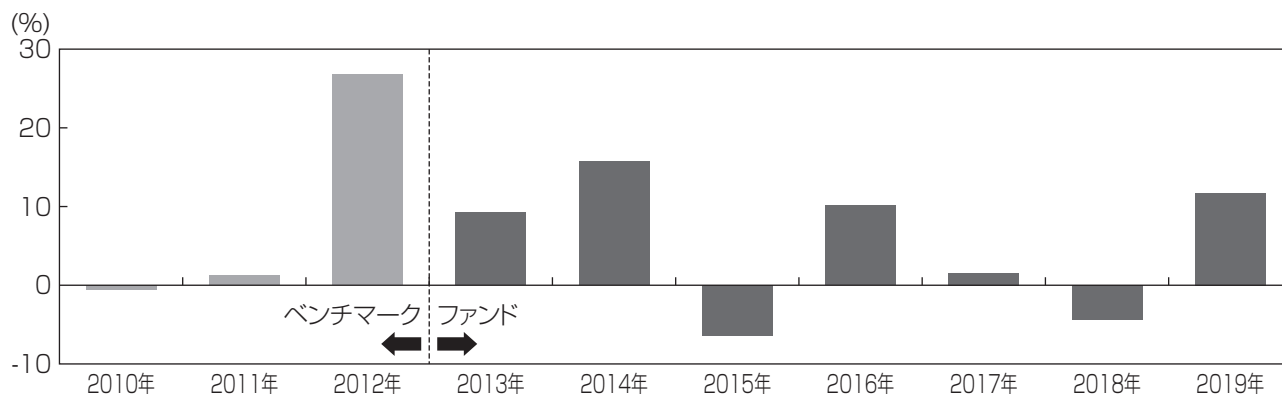
	銘柄名	比率
1	BLK ICS USD LEAF AGENCY DIST	1.8
2	SPRINT CORP	0.8
3	CHS/COMMUNITY HEALTH SYSTEMS INC	0.7
4	TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHER	0.7
5	TENET HEALTHCARE CORPORATION	0.7
6	HCA INC	0.6
7	TRANSDIGM INC 144A	0.6
8	TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHER	0.6
9	WESTERN DIGITAL CORPORATION	0.6
10	TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHER	0.6

業種別比率(%)

業種名	比率
資本財・サービス	83.8
金融機関	11.9
公益事業	2.5
その他	1.9
合計	100.0

年間収益率の推移

- ※ 2013年は設定日(9月12日)から年末までのファンドの収益率を表示しています。
- ※ ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
- ※ 2010年から2012年はベンチマークの年間収益率を表示しています。ハイイールド債は価格変動のリスクが大きく、下記のベンチマークの年間収益率はベンチマークが算出されている上記3年間の実績であり、今後の運用成果を保証するものではありません。



- ※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
- ※ ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	分配金の受取方法により、＜一般コース＞と＜累積投資コース＞の2つのコースがあります。購入単位および取扱いコースは、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	換金単位は、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに受けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2020年5月2日から2020年11月2日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付不可日	以下に定める日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受付けません。 ・ロンドン証券取引所の休場日 ※運用状況、市場環境等の変化により、今後購入・換金申込受付不可日が変更になる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限(設定日:2013年9月12日)
繰上償還	当ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還させることが投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	8月2日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 ＜累積投資コース＞を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は、5,000億円とします。 ※信託金限度額到達前であっても、市況環境の変化や運用効率性等を勘案し、新規の購入の申込受付を中止する場合があります。
公告	投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			(各費用の詳細)
運用管理費用 (信託報酬)	【実質的な負担】 ファンドの実質的な管理費用(A+B)は年0.7585% (税抜0.735%)程度となります。 ※投資する有価証券の投資比率や報酬率に変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。		
	(A)当ファンドの運用管理費用(信託報酬) ファンドの純資産総額に対して年0.2585% (税抜0.235%)の率を乗じて得た額 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	運用管理費用 の配分	(委託会社)	年0.0110% (税抜0.010%)
		(販売会社)	年0.220% (税抜0.200%)
		(受託会社)	年0.0275% (税抜0.025%)
	(B)有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等 上場投資信託証券等の有価証券に投資する場合、 保有有価証券の投資額に対して年0.5%程度が 当該有価証券より支弁され、その管理会社等に 支払われます。 ※有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等は変動することがあります。		
その他の費用・ 手数料	ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等は、その都度もしくは日々計上され、その都度もしくは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払うことができます。 投資する上場投資信託証券等の有価証券に係る保管報酬、事務処理に要する諸費用が当該有価証券において支払われます。 また、有価証券の貸付を行なった場合はその都度、信託財産の収益となる品賃料の2分の1相当額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2020年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■「マークイット iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャプト指数」の著作権等について

ここで言及されているマークイットiBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャプト指数(以下「当該インデックス」という) はマークイット・インディセズ・リミテッド(以下「指数スポンサー」という)の財産であり、当ファンドに関連して使用を許諾されたものです。各当事者は、当ファンドが指数スポンサーによって支持、保証、販売または販売促進されるものではないことを了承しそれに合意するものとします。指数スポンサーは、内容の如何を問わず、また明示か黙示かを問わず、一切の表明を行いません。ここに指数スポンサーは、当該インデックスまたはそこに含まれたまたはそれらに関係したデータに関するすべての保証(特定の目的や使用に対する商品性あるいは適性に関する保証を含むがそれらだけに限定されない)を明示的に否認します。指数スポンサーは、特に当該インデックスあるいはそこに含まれたデータの品質、正確性および/または完全性、当インデックスを使用して得た結果、および/または特定の日時またはその他の場合における当該インデックスの構成、および/または何らかの事業体の信用度、または特定の日時またはその他の場合において当該インデックスに含まれた債務証券に関して信用事象あるいは同様の事象(定義の如何を問わない)が発生する可能性などに関する、あらゆる保証を否認します。指数スポンサーは、当事者あるいはその他の者に対して、当該インデックスのエラー(それが過失によるかその他の理由によるかを問わない)に関する責任を負いません。指数スポンサーは、そこに含まれているエラーを当事者またはその他の者に通知するいかなる義務も負いません。指数スポンサーは、当ファンドの購入あるいは販売の妥当性に関して、当該インデックスの関連市場パフォーマンス追跡能力に関して、または当該インデックスやそれに関連する取引あるいは商品に関して、またはそれらに関連したリスクの負担に関して、明示か黙示かを問わずかつ内容の如何を問わずいかなる表明も行いません。指数スポンサーは、当該インデックスの決定、構成、または計算に当たり、当事者のニーズを考慮するいかなる責任も負いません。当該ファンドを購入または売却するいかなる当事者も、そして指数スポンサーも、当該インデックスの決定、調整、計算または維持に関連して指数スポンサーが行なった行為あるいは不作為に関して、いかなる責任も負いません。各当事者は、他の当事者またはその関係者が指数スポンサーとなることがあること、または指数スポンサーの関係者となることがあること、そしてそのような形で当該インデックスの決定、調整または維持に影響を与えることが可能であることを了承します。指数スポンサーおよびその関係者は、当該インデックスを構成する債務証券の取引を行なうことができ、認められている場合にはそれら債務証券の発行者またはその関係者から預金を受け入れたり、彼らにローンやその他の信用供与を行なったりすることが可能であり、かつ一般的にあらゆる種類の商業銀行業務、投資銀行業務またはその他の業務を彼らと行なうことができます。そのような業務に関して、指数スポンサーおよびその関係者は、その行為が当該インデックスあるいは当ファンドに悪影響を与えるか否かにかかわらず、あたかも当インデックスが存在しなかったかのように行なうことができます。指数スポンサーおよびその関係者は、当該インデックスの構成内容に関して公に入手することや他の当事者が知ることが可能であったり可能でなかったりするような情報を保有していることがあります。当ファンドを購入または売却する各当事者は、当ファンドが指数スポンサーまたはその関係者にそれらの情報を開示する義務を課していないことに合意します。

